

中川運河再生ファンド 民間まちづくり事業
令和 5 年度

募 集 要 項

公益財団法人名古屋まちづくり公社(以下「当社」といいます。)は、「中川運河再生計画」に位置づけるにぎわいゾーンの再生イメージである「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成に寄与する民間まちづくり事業への助成を行います。

この民間まちづくり事業は、名古屋市が寄附募集する「中川運河再生計画」の趣旨に賛同された団体・個人からの寄附を原資として、当社が管理運用する中川運河再生ファンドを活用しています。

中川運河にぎわいゾーンと中川運河再生計画

中川運河「にぎわいゾーン」は、平成24年10月に名古屋市と名古屋港管理組合が策定した「中川運河再生計画」に位置付けられており、運河の魅力と回遊性を高めるとともに、運河の歴史や文化・芸術を楽しむ市民活動の継続的な実施を通じ、都心地域に集まる人びとが訪れたいくなるような「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成をめざしています。

「中川運河再生計画」は、計画策定当初の再生構想を継承し、令和5年10月に計画を更新しました。

詳しくは、「中川運河再生計画」で検索、又は下記より名古屋市ホームページをご覧ください。

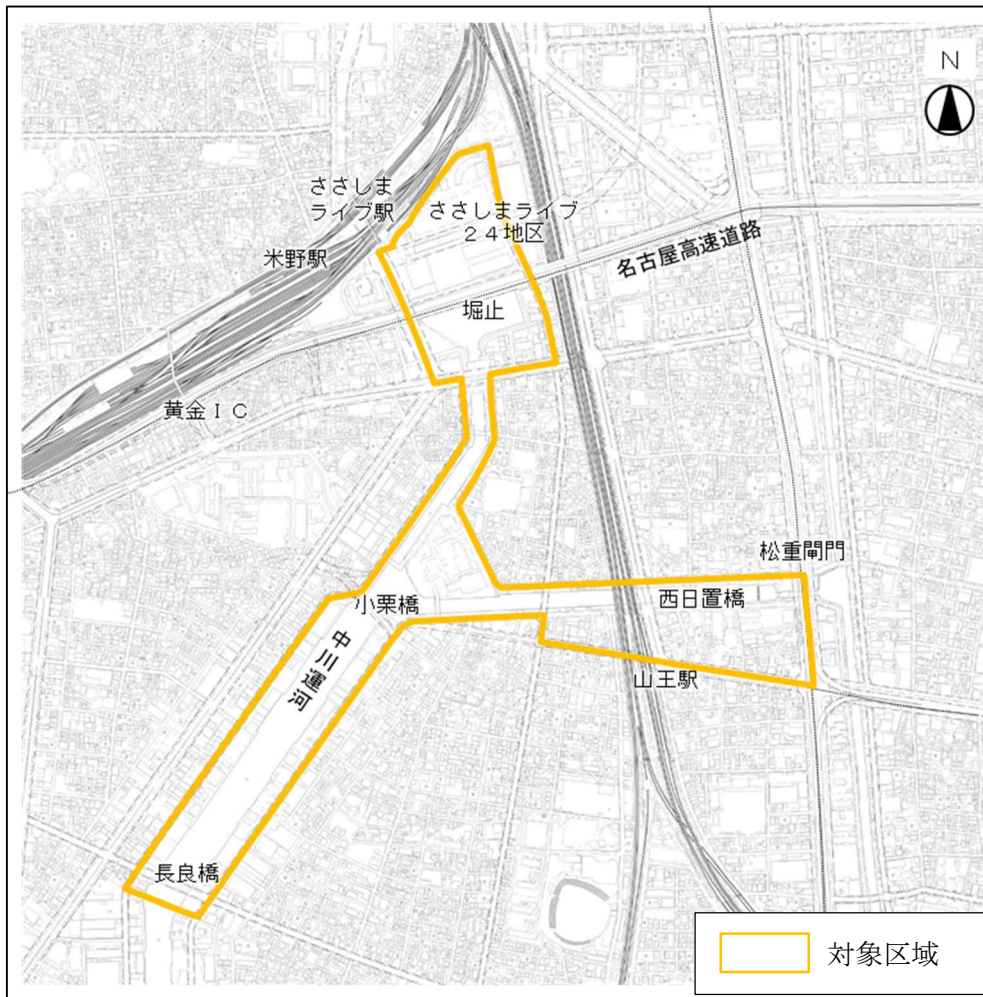


「中川運河再生計画」はコチラ

1. 助成対象について

1 対象区域

対象区域は中川運河にぎわいゾーン地区のまちなかウォークابل区域(水面を含む。)とします。



※対象区域内の使用できる場所等について、「使用できる条件・制約事項・使用料・予約方法」が、管理者ごとに異なります。実施場所が利用可能かどうかについては、申請者が応募の前に管理者に事前に相談し、確認をしてください。使用のための書類提出について、当社が申請を代行することはありません。

※使用しようとしている場所及び施設が都市利便増進協定等¹を締結できる場所及び施設であることを、あらかじめ、関係者がある場合には当該関係者と協議し、承認を得たうえで応募してください。

※対象区域(陸上及び中川運河水面を含む)において、工事及び立ち入り制限が行われる場合があります。

¹ 都市利便増進協定（都市再生特別措置法第74条）、都市再生整備歩行者経路協定（都市再生特別措置法第73条）、低未利用土地利用促進協定（都市再生特別措置法第80条の3）及び立地誘導促進施設協定（都市再生特別措置法109条の4）で、市長が認定又は認可したものをいいます。

2 対象事業

助成対象となる民間まちづくり事業は、対象区域内で行うもので、中川運河の再生に資する都市利便増進協定等に基づく、以下に掲げる事業及び当該事業と一体となるソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。）とします。

- ・中川運河「にぎわいゾーン」の景観や施設の整備による中川運河「にぎわいゾーン」の居心地の良さの向上に資する事業
- ・中川運河「にぎわいゾーン」の水面、沿岸等を活用したにぎわいを創出する事業
- ・その他、中川運河「にぎわいゾーン」の魅力向上に資する事業

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1)特定の個人・団体のみが利用するもの又は利益を受けるもの
- (2)もっぱら営利を目的とするもの
- (3)宗教、政治又は選挙活動を目的とするもの
- (4)公序良俗に反するもの
- (5)暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の利益となるようなもの
- (6)地方自治法の規定による手続きによって、公の施設の指定管理者が行うとされた指定管理事業に含まれるもの

3 応募できる方

対象事業を行う対象区域内の土地所有者等²又は土地所有者等の承認を得て土地所有者等の土地若しくは建物を活用する者であって、次の各号に該当する方が応募できます（法人格の有無は不問です）。

- (1)団体にあつては会計経理が明確であること
- (2)団体の代表者又は個人が18歳以上であること
- (3)対象事業を行うこと

ただし、次のいずれかに該当する者（団体を含む）は除きます。

- (ア)宗教、政治を目的として活動を行う者
- (イ)暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (ウ)国税又は市税の滞納がある者
- (エ)行政機関
- (オ)法令遵守に問題の認められた者

4 対象となる事業の実施期間

最初の交付決定年度を含めて連続する最大4年間（令和9年度が最終年度）を実施期間とすることができます。なお、都市利便増進協定等の有効期間を超える期間は除きます。

（例）

最初の交付決定年度	最大助成対象期間
令和6年度	令和6～9年度 ³

² 土地の所有者若しくは借地権等を有する者又は当該区域内の建築物の所有者をいいます。

³ 助成金の交付決定時に最大助成対象期間の末日を交付決定条件として付します。

2. 助成内容について

1 助成金額

●助成金額 令和5年度全体で最大1,000万円

予算の範囲内において、助成対象経費の事業費総額又は1,000万円のうち、いずれか少ない額を上限に助成します。

複数年度にわたって助成を受ける場合は、交付金額の合計額が、最大で1,000万円までとなります。

(留意事項)

・審査委員会による審査等により、減額となる場合があります。

※応募は、1提案のみ可能です。

2 助成対象経費

対象事業に関する最初の交付決定があった日以後に着手する対象事業の目的を達成するために直接必要な以下に掲げる経費のうち、最初の交付決定年度を含めて連続する最大4年間(最終年度令和9年度)の費用を対象とします(ただし、年度ごとに交付申請が必要となります)。なお、都市利便増進協定等の有効期間を超える期間は除きます。

	項目	内訳(例示)
助成対象	ハード事業に係る経費	設計監理費、工事請負費
	前項の整備と一体となるソフト事業 ⁴ に係る経費	企画費、調査費、広報費、消耗品購入費、什器・備品等購入費
助成対象外	○団体の経常的な活用に要する費用 ○土地、建物等の不動産取得費 ○接待・交際費 ○有料配布するグッズ・パンフレット等作成経費 ○飲食に係る経費 ○レセプション・パーティー、打ち上げに係る費用 ○個人又は団体の資産となりうる備品の購入費(例:楽器、音響機材、OA機器、工具、書籍等) ○金券の購入に係る経費	

※助成対象経費に計上できるのは、全て領収書で確認できるものに限りです。

※助成対象経費は、華美・過大とならない経費とします。

※1品2万円を超える物品の購入は、レンタル、リースによることが不可能であり、対象事業の実施に欠くことができないものに関して、事前に購入の相談があり、許可が出たもののみを対象とします。なお、購入の許可が出た物品においては、交付決定年度の翌年度から10年間は処分が禁じられます。ただし、やむを得ない事情によるものと当社が認める場合はこの限りではありません。

※助成対象経費には、国、県、市又はその外郭団体から重複して助成を受けられません。

⁴ 整備した都市利便増進施設等を活用したイベント活動及び当該施設等の運営管理(人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。)をいいます。

3 入場料や参加費等の徴収について

本助成事業をより充実・拡大することを目的に、ソフト事業において、1人あたりの入場料、参加費が2千円以内の金額であれば徴収可能とします。その場合、総事業費のうち、助成対象経費から入場料や参加費等を差引いた金額の範囲内で助成をします。

※1人当たりの入場料等が2千円を超えるものは、興業とみなし本助成の対象外とします。

4 助成金の交付と前払金について

原則、事業終了後の後払いとし、領収書の写し等の提出により請求できます。

ただし、希望する場合は、助成金額の一部として前払金及び中間払金(以下「前払金等」といいます)を請求できます。

前払金等は、次の①及び②を請求することができます。

①前払金

助成対象経費のうち交付決定した助成金額の2割を限度とした額を、事業の開始前に請求することができます。

②中間払金

実際にかかった助成対象経費について、事業途中において中間払金の請求ができます。金額は、前払金と合わせて助成金額の6割を限度とします。

※事業実施後は、最終的な収支に基づいて助成金額を確定し、前払金等で支払った金額との差額分が支払われます。なお、確定する助成金額の方が、前払金等で支払った金額より少なかった場合は、差額分を返還していただきます。

3. 応募・審査について

1 手続きの流れ

項目	時期	備考
事前相談	令和6年2月1日以降随時	事前相談は必須ではありませんが、可能な限り応募前にご相談ください
応募の締切 申請書等の提出(郵送のみ)	令和6年3月31日 当日消印有効	様式は当社ウェブサイトからダウンロードできます
審査委員会	令和6年4月	外部有識者による審査委員会を開催し、それを受けて、当社として助成候補者を決定します
助成対象者の決定	令和6年4月	名古屋市の助成候補者の承認後決定します
助成金交付申請手続き	令和6年8月頃～令和7年3月	助成対象者として決定した方が、名古屋市と都市利便増進協定等の協議が整った後に個別にご案内します
事業実施	最初の交付決定年度を含む最大4年間	令和9年度が最終年度

2 応募書類、事前相談及び応募方法

次の書類を、当社に提出してください(郵送のみ)。

(1)助成申請書(第1号様式) ※添付書類が別途必要になりますので内容ご確認ください。

(2)事業提案書(第2号様式)

(3)自由様式 ※企画書、実績、履歴など補足資料としてA4サイズ5枚(両面可)まで添付可

※(1)、(2)については、当社ウェブサイトからダウンロードして作成してください。

※(1)～(3)について、正本を1部、副本を5部、綴じないで提出してください。(ファイル・ホチキス止め不要)

※応募書類等は、審査のための重要な資料です。締切日以降の書類の差替えは受け付けません。

※提出された応募書類は返却しません。必ず写しを取り保管してください。

<締切及び事前相談窓口>

締切：令和6年3月31日 当日消印有効

窓口：月曜日～金曜日(祝日除く) 10時～17時(12時～13時を除く)

※事前相談にあたっては、下記問合せに予めご連絡いただき予約をお願いします。

場所：公益財団法人名古屋まちづくり公社本社(NUP・フジサワ丸の内ビル5F)

及び 総務部 経営企画室

郵送先 〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

※ZOOMによるウェブ相談も可能です。下記問合せに予めご連絡ください。

問合せ：052-222-2314

E-mail：kikaku-jimu@nup.or.jp

※書類の不備等による修正を見越し、余裕を持った期日での提出をお願いします。

※申請書の書き方など不明な点の事前相談は、営業時間中、電話又は窓口で随時可能です。

3 審査

審査委員会にて審査を行い、それを受けて当社が助成候補者を決定します。当社による助成候補者の決定後、名古屋市に助成候補者及び助成候補者が行う事業について報告を行います。名古屋市による確認の結果、承認された場合は、助成対象者として決定し、その旨通知します。その後、名古屋市と都市利便増進協定等の協議が整った後に、助成金交付申請手続きを案内します。なお、名古屋市から助成対象者として承認されない場合及び名古屋市と都市利便増進協定等の協議が整わない場合は、助成手続きを終了し、その旨通知します。

① 審査方法

応募書類による審査。ただし、必要に応じて審査委員会で応募者からヒアリングを行います。

② 審査基準

評価視点		内 容
視点1	コンセプト適合性	中川運河再生の趣旨を理解し、中川運河再生計画をはじめとする中川運河にぎわいゾーンの目指す姿(コンセプト)※の実現に資する事業であるか。
視点2	公益性	中川運河にぎわいゾーンの目指す姿の実現に資するまちづくりの推進に貢献するもので、不特定多数の者の利益になる事業であるか。
視点3	地域性	中川運河にぎわいゾーンの目指す姿及び地域の実情を踏まえた上で、地域の特性・資源を活かした事業であるか。
視点4	必要性	中川運河にぎわいゾーンの目指す姿の実現にあたり、地域からのニーズが高く、まちの活性化や魅力づくりのために意義のある事業であるか。
視点5	継続性・発展性・先導性	中川運河にぎわいゾーンにおいて継続的かつ有効に維持・利活用され、活動の広がりや波及効果がエリア内外に期待できる事業であるか。
視点6	実現性・妥当性	事業内容、スケジュール等が現実的で、事業経費の積算が適正であり、実施体制及び関係者との合意形成の見込みが十分な事業であるか。

※別添「にぎわいゾーンの目指す姿について」参照

③ 中川運河再生ファンド助成審査委員会 委員（五十音順、敬称略）

委員名	役 職
水津 功	愛知県立芸術大学 教授
古橋 敬一	愛知学泉短期大学 講師
宮下 十有	椋山女学園大学 准教授

※公正を期するため、委員が役員等を務める団体から応募があった場合には、当該委員は当該団体の審査からは除外します。また、応募者から、審査委員に対して事前の働きかけがあった場合には失格とします。

4. 助成の取り消し及び助成金の返還について

次のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部又は全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

- (1) 応募できる方に該当しないと判明した場合
- (2) 提出された申請書・領収書などの内容が虚偽であった場合
- (3) 助成対象者が法令などに違反する行為を行った場合
- (4) 助成の対象となる事業を実施しないとき、又は実施する見込みのない場合

■留意事項

- ① 応募書類の差し替え又は再提出は認めません。
- ② 応募の内容については、当社がやむを得ないと認めた場合を除き、変更することはできません。
- ③ 本助成に応募のあった事業の内容及び結果等については、当社及び名古屋市において、ホームページやパンフレット等で公表できるものとします。
- ④ 対象事業の状況及び地域のまちづくりへの効果等について、資料の提出又は報告を求められることがあります。
- ⑤ 本助成事業は資金の範囲内で実施するため、募集の期間内であっても、募集を打ち切る場合があります。

■お問合せ先

公益財団法人名古屋まちづくり公社
総務部 経営企画室

〒460-0002
名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

月曜～金曜日(祝日除く)
10時～17時(12時～13時を除く)

TEL:052-222-2314 FAX:052-222-2339
E-mail:kikaku-jimu@nup.or.jp

中川運河にぎわいゾーンの目指す姿

堀止、北支線、東支線、北幹線のロケーション等を踏まえ、エリアごとに特徴を活かして変化と役割を持たせ、にぎわいゾーンの魅力の向上を図ります。

堀止 「チャンネル・ゲート」 ～世界に誇れる水辺空間～

＜主な機能＞
水辺を活かしたにぎわい施設
交流広場や休憩施設



北支線 「チャンネル・アプローチ」 ～運河との出会い、 期待感が生まれる導入エリア～

＜主な機能＞
チャレンジショップ等の
にぎわい施設



ささしまライブ 24

堀止緑地

にぎわいゾーン

広見憩いの杜

東支線

松重閘門

東支線「チャンネル・歴史・アート」 ～歴史とアートの融合、 文化芸術創造エリア～

＜主な機能＞
松重閘門等の沿川資源を活用した
にぎわい
運河と歴史資産を眺める視点場
集約駐車場などアクセス機能
ギャラリー・アトリエなど発信の場
日常でアートが体感できる空間



「チャンネル・ハブ・Y」 ～新たな水辺のにぎわい創出～

＜主な機能＞
アート活動や市民交流の
イベントの場



北幹線 「チャンネル・ダイバーシティ」 ～中川運河の変遷に思いを馳せるにぎわいのコアエリア～

＜主な機能＞
水辺を活かしたにぎわい施設や
倉庫など多様な施設が混在
集約駐車場などアクセス機能

